平成２５年（フ）第２４２号
埼玉県川越市大字今福2735番地１　石ノ森ハイツＡ棟202号室
債務者　北川　玲子
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６３号
千葉県佐倉市山崎408番地４　ＡＳヴィレッジ102
債務者　大川　英治
１　決定年月日時　平成25年５月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第６４号
千葉県佐倉市山崎408番地４　ＡＳヴィレッジ102
債務者　大川　幸子
１　決定年月日時　平成25年５月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第７３号
千葉県八街市八街い166番地124ナショナルアパート101
債務者　中川　則之
１　決定年月日時　平成25年５月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第７８号
千葉県印旛郡酒々井町中央台１丁目13番13
債務者　小坂　五男
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第８５号
千葉県印西市原山３丁目８番地８棟303号
債務者　横山三枝子
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第４６号
千葉県袖ケ浦市神納833番地１
債務者　岡本　文夫
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第４７号
千葉県袖ケ浦市神納833番地１
債務者　岡本由香子
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第５１３号
名古屋市熱田区一番１丁目14番地４　ファースト白鳥201号、住民票上の住所愛知県春日井市六軒屋町西３丁目９番地８
債務者　伊藤　直恵
１　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１０号
山口県山陽小野田市大字厚狭690番地33、従前の住所山口県山陽小野田市共和台11番４―１号
債務者　久米川鼓文
１　決定年月日時　平成25年５月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第３０号
山口県山陽小野田市大字山川204番地１　シャーメゾン桜川202号
債務者　稲澤　享志
１　決定年月日時　平成25年５月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第４０号
山口県宇部市岬町１丁目９番11―401号
債務者　天野　竹虎
１　決定年月日時　平成25年５月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第１０６号
高知市朝倉甲240番地１　ハイツＨＩＲＯ206
債務者　杉村　光雄
１　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１１０号
高知市北秦泉寺16番地２　メゾン中元203号
債務者　窪田なぎさ
１　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１０８号
北海道富良野市桂木町２番96号　北国コーポＡ号
債務者　野崎　友美
１　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１７号
北海道旭川市３条通８丁目438番地の45　緑橋ビル２号館
債務者　高岡　寛子
１　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月21日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３３号
北海道旭川市緑が丘東４条２丁目９番１号　ＭＳグリーンヒル201号室
債務者　中村　容子
１　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部